

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る
飲食店等に対する使用制限等の要請について**

兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として施設の使用制限等を要請し、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。依然として多くの新規感染者が発生していることから、下記の通り使用制限等の要請期間を再延長します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 再延長期間 令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑩）
 - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

感染対策の徹底

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ① 従業員への検査勧奨 | ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 |
| ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 | ⑤ 事業を行う場所の消毒 |
| ④ 手指の消毒設備の設置 | ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 |
| ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 | ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑧ 施設の換気 | ⑪ 業種別ガイドラインの遵守 |
| ⑩ CO2センサー等の設置 | |

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

TEL：078-362-9921

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/29(土)・30(日)は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

TEL：078-361-2501

受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年5月28日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として施設の使用制限等を要請し、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。依然として多くの新規感染者が発生していることから、下記の通り使用制限等の要請期間を再延長します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 再延長期間 令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容(再延長期間に係るもの)
 - (1) 多数利用施設(商業施設^(*)、遊技施設、遊興施設、サービス業、運動施設(屋内施設)、博物館等)
[床面積が1,000㎡超]
 - ・土日の休業を要請(運動施設(屋内施設)、博物館等を除く)
 - ・平日20時までの営業時間短縮を要請(運動施設(屋内施設)、博物館等は土日も要請)
 - ・イベント開催制限^(*)の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(屋内施設)、博物館等)
 - ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請
 - [床面積が1,000㎡以下]
 - ・20時までの営業時間短縮を協力依頼
 - ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請
 - (2) イベント関連施設(劇場・映画館等、集会・展示施設、ホテル・旅館の集会の用に供する部分、運動施設(屋外施設等)、テーマパーク・遊園地等)
 - ・イベント開催制限^(*)の要件を準用した施設の運用を要請
 - ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
(イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請等)
 - ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請
 - (3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

(*)生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等)の小売関係を営む店舗を除く

(*)イベント開催制限

- 人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること
- 21時までの営業時間の短縮

※要請内容の詳細は、添付資料をご確認ください。

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921 受付時間: 平日 9時~17時
(ただし、5/29(土)・30日(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

R3.5.28時点
(適用期間：R3.6.1～6.20、
随時更新予定)

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウト サービスを除く)	飲食店	(法第45条第2項に基づく要請) (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		
	バー (接待や遊興を伴わないもの) 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に 規定される措置 (従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気) (法第24条第9項に基づく要請) ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、 夜間の長時間滞在を目的とした 利用が相当程度見込まれる施設 は対象外。 ただし、感染防止策の徹底を 要請。入場整理の実施、酒類 提供(酒類の店内持込含む。)・ カラオケ設備使用の不可に ついて協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー (接待や遊興を伴うもの)		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	ライブハウス		
	場外馬 (車・舟) 券場 等		
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	(法第45条第2項に基づく要請) (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の施設内持込みを認めている場合を含む)) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に 規定される措置 (従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気) (法第24条第9項に基づく要請) ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 (協力依頼) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容定員50%以内のいずれか 小さい方	※ホテル・旅館等での結婚式を 含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考	
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場(※1)		※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等	
	コンビニエンスストア(※1)			
	大規模小売店(※1)			
	百貨店(※1)			
	スーパーマーケット(※1)			
	ホームセンター(※1)			
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)			
	靴屋	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可		
	衣料品店			
	寝具小売業			
	かばん・袋物小売業			
	雑貨屋			
	文房具屋			
	本屋		(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ 設備使用の不可 [協力依頼] ・20時までの営業時間短縮	
	自転車屋			
	家電販売店			
	園芸用品店			
	鍵屋			
	家具屋			
	建具小売業			
	畳小売業			
	宗教用具小売業			
	金物・荒物小売業			
	陶磁器・ガラス器小売業			
	楽器小売業			
	写真機・写真材料小売業			
	時計・眼鏡・光学機械小売業			
	たばこ・喫煙具専門小売業			
	建築材料小売業			
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)			
花屋		※2 修理等に関する部分を除く		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	宝石類や金銀の販売店	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮	
	古物商(質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物店		
	アイドルグッズ専門店		
	美術品販売		
携帯電話ショップ 等			
遊技施設	マージャン店	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮	
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日20時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込含む。)・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬(車・舟)券場 等		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ (ペットフード売場を除く)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・土日の休業 ・平日20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・20時までの営業時間短縮	
	ペット美容室 (トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店 (店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー 銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
写真屋・フォトスタジオ			
展望室 等			
運動施設 (屋内施設)	体育館	・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・20時までの営業時間短縮	
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニスコート		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ 等		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
博物館等 ※	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 ・ 入場整理 ・ 施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 	※図書館を除く * オンライン配信の場合は時間短縮不要
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること <p>(床面積の合計が1000㎡超の施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮 * イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請 * 映画館については、21時までの営業時間短縮を要請 	
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム 等		
集会・展示施設	集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 <p>(床面積の合計が1000㎡以下の施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮〔協力依頼〕 * イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を協力依頼 * 映画館については、21時までの営業時間短縮を協力依頼 	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場整理 ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること <p>(床面積の合計が1000㎡超の施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 * イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮 	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
遊技施設	テーマパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可〔協力依頼〕 * 20時までの営業時間短縮 	
	遊園地 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等を行わない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供(酒類の施設内持込含む。)の自粛	
	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※1）	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 ・化粧品 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※2）		
	コンビニエンスストア（※1）		
	大規模小売店（※1）		
	百貨店（※1）		
	スーパーマーケット（※1）		
	ホームセンター（※1）		
	ショッピングセンター（※1）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※1）		
	ガソリンスタンド（※1）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		
	化粧品小売業		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 ・ 適切な入場整理 ・ 酒類提供(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛 	
	美容院		
	銭湯 (公衆浴場)		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店 (時計、靴、洋服、自動車 (二輪自動車含む)、自転車等)		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
神社			
寺院			
教会			
医療施設 (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る(生活必需物資) ・ 食品 ・ 医薬品 ・ 医療機器その他衛生用品 ・ 再生医療等製品 ・ 燃料 ・ 化粧品 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア (※2)		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル (集会の用に供する部分を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 	
	カプセルホテル		
	旅館 (集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
下宿			
交通機関等	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 	※ <鉄道、バス等> 終電時刻の繰上げ等の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス (宅配等含む)		
工場等	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の徹底 	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		

緊急事態措置の再延長に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
要請期間	令和3年4月25日（日）～ 6月20日（日）
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等（バー、スナック含む）、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケの提供（酒類の持ち込みを含む）をやめること ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給金額 (調整中)	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)
申請期間	① 4月1日～4月24日分（第3期）：5月25日～6月30日 ② 4月25日～5月31日分（第4期）：6月1日～6月30日 （※第3期と第4期分は一括申請可能） ③ 6月1日～6月20日分（第5期）：緊急事態措置終了後受付開始

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域		4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～
支給額等	神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数			
	阪神北地域・明石市	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数			[緊急事態措置] @4～20万円 ×休業・時短営業日数	[緊急事態措置] @4～20万円 ×休業・時短営業日数
	東播磨(明石市除く)・中播磨地域			@2.5～20万円 ×時短営業日数		
	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域					
申請期間		5/25～6/30 (受付中) 【第3期】			6/1～6/30 【第4期】	緊急事態措置終了後受付開始 【第5期】

緊急事態措置の再延長に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1) 多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
商業施設 遊技施設 遊興施設(飲食店除く) サービス業 運動施設(屋内施設)	大規模小売店等(生活必需品除く) ゲームセンター等 個室ビデオ店等 生活必需品以外の店舗 体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等	当該大規模施設 及び テナント事業・出店者

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム等 公会堂、貸会議室等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場等 テーマパーク、遊園地等	テナント事業者・出店者

2 協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
要請期間	令和3年4月25日(日)～6月20日(日)	
対象区域	県内全域	
要請内容	(1) 令和3年4月25日(日)～5月11日(火) ①大規模施設(1,000㎡超)：休業要請 ②イベント関連施設：無観客開催の要請 (2) 令和3年5月12日(水)～5月31日(月) ①大規模施設(1,000㎡超) 【土・日】休業要請(運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ) 【平日】時短要請(営業時間19時まで) ②イベント関連施設：21時までの時短要請等 (3) 令和3年6月1日(火)～6月20日(日) ①大規模施設(1,000㎡超) 【土・日】休業要請(運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ) 【平日】時短要請(営業時間20時まで) ②イベント関連施設：21時までの時短要請等	
対象施設	上記の要請に応じた飲食店以外の1,000㎡超の施設(生活必需物資店除く)	上記の要請に応じた1,000㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
支給金額 (調整中)	<p>【休業分】 支給額/日=A+B+C</p> <p>A：自己利用部分(*1)の休業面積 (1,000 m²を1単位) (*2)×20万円/日</p> <p>B:テナント店舗及び特定百貨店店舗 等(*3)の数×2千円/日 (10以上の店舗がある場合)</p> <p>C：特定百貨店店舗の数×2万円/日</p>	<p>【休業分】 支給額/日=休業面積(100 m²を1 単位) (*2)×2万円/日</p>
	<p>【時短分】 国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した額に「本来の営業終了 時間-20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給</p>	
申請期間	緊急事態措置終了後受付開始	

【注】

(*1)「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分 (*3)の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く)

(*2)「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

・単位未満は切り捨てとし、1,000 m²以下の場合は1,000 m²とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

・単位未満は切り捨てとし、100 m²以下の場合は100 m²とする

(*3)「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗